



3月完成を目指し建設中のまちなか団地

まちなか団地の入居は、建替事業のため、取り壊し予定の町営住宅から移転する人が優先になります。具体的には、旭町団地、西町団地、緑町（2戸）団地が優先され、空きがある場合に一般公募されます。一般公募の応募条件は、これまでと同じです。

特公賃住宅は、勤労者向けに建設される住宅で、原則、一般

### 入居対象者は？

まちなか団地、特公賃住宅は共に完成が3月中旬です。公募については3月1日からを予定しています。入居を考えている方は、今からご検討ください。募集はチラシなどでお知らせします。

### 公募は3月初旬を予定

### まちなか団地の家賃（目安）

住戸タイプ	家賃額
1LDK	19,000円～28,000円
2LDK	23,000円～34,500円
3LDK	27,000円～40,000円

上記家賃は、平成24年3月完成予定の住宅の家賃です。家賃の額は入居者の所得により変わります。

町の住宅政策を支える公共住宅の建設が、現在進められています。まちなか団地と特定公共賃貸住宅です。完成予定は平成24年3月。今月号では、この二つの住宅建設についてお知らせします。

### 建設戸数と場所は？

まちなか団地はこれまで、3棟18戸が完成し、現在、2棟10戸を建設中です。単身者向けの1LDK（占有面積約55㎡）が4戸、世帯向けの2LDK（同約68㎡）が4戸と3LDK（同約79㎡）が2戸です。場所は完成しているまちなか団地の東側になります。

### 特定公共賃貸住宅（特公賃住宅）は、

緑町第2団地として、緑町児童公園跡と仏願寺西側に4棟14戸、新町団地として水上鉄工所さんの東側の町有地に1棟4戸を建設しています。間取りは1LDK（同約53㎡）と2LDK（同約63㎡）の二種類で、緑町第2団地は14戸のうち1LDKが10戸、2LDKが4戸、新町団地は1LDK、2LDKが各2戸ずつとなっています。

### 家賃、入居費用は？

まちなか団地の月額家賃は、入居者の収入によって計算されます。ですから、ここでお知らせする家賃は、あくまでも目安です。金額は下表の通りですが、入居者の世帯収入により家賃が決まるため幅があります。

特公賃住宅の月額家賃は、1LDKが3万円、2LDKが4万円です。

このほか共益費として月額400円（特公賃は500円）、駐車場使用料として1台当たり月額300円がかかります。また、入居時には正規家賃3月分の敷金の納入も必要です。

建設中の特公賃住宅。最新設備のオール電化が特徴です



# まちなか団地 特公賃住宅 完成は3月

両団地の一般公募は3月はじめを予定

## 後期高齢者医療制度のお知らせ ～高額介護合算療養費及び医療費通知について～

### 高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。同じ世帯の被保険者が、「病院にかかったとき」と「介護サービスを利用したとき」の1年分の自己負担額の合計が表の基準額（限度額）を超えた場合は、超えた額が「高額介護合算療養費」として支給されます。なお、手続きには市町村窓口への申請が必要となります。

後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。

支給額が500円未満の場合は支給されません。

自己負担限度額表 【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区分	自己負担額の合計の基準額	
3割	現役並み所得者	67万円	
1割	一般	56万円	
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ（1）	31万円
		区分Ⅰ（2）	19万円

- 1 世帯全員が住民税非課税である方
- 2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）または老齢福祉年金を受給している方



申請される方は、役場 保健福祉課 後期高齢者医療担当窓口までお申し出ください

### 医療費通知の送付を希望される方へ

北海道後期高齢者医療広域連合では、被保険者の皆様に健康や医療に対する理解を深めていただくために、皆様の医療費を半年ごとにまとめ、発行をご希望の方を対象に医療費通知を送付しています。次回の発行は3月（平成23年7月～12月の医療費を対象）に行います。

### 新たに発行をご希望の方はご連絡ください

新たに発行をご希望の方は、お手数ですが北海道後期高齢者医療広域連合または役場保健福祉課 後期高齢者医療担当窓口へご連絡ください（電話でのご連絡だけで手続きできます）。

すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方につきましては、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。

この通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをされる必要はありません。この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書代わりとすることはできません。

### 問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合  
☎011 - 290 - 5601

津別町役場  
保健福祉課 健康医療グループ  
☎76 - 2151(内線229)